

医推第16号
令和6年4月3日

(公社)岡山県医師会長
(一社)岡山県歯科医師会長
(一社)岡山県病院協会長

】 殿

岡山県保健医療部医療推進課長

「医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める
基準の一部を改正する件」の告示について（通知）

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年3月30日付け、医政発0330第1号により厚生労働省医政局長から別添のとおり通知がありましたので、当該内容について御了知の上、貴会員への周知についてご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、本通知につきましては、次のホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

記

【岡山県保健医療部からの医療安全情報等のお知らせ】

<https://www.pref.okayama.jp/site/361/>